

自治基本条例等検討委員会中間報告書に対するパブリックコメント（意見）

◎ 募集期間：平成22年2月27日（土）から3月12日（金）

◎ 応募件数：4人、8件（メール4人）

		意見の概要	委員会としての考え方
1	最高規範性	我が国の最高規範は日本国憲法です。国も地方もそのもとで政治を行うのが当然であり、板橋区独自の最高規範（自治基本条例）をつくるということは憲法を軽視することになるのではないのでしょうか。	自治基本条例を最高規範と位置付けている自治体では、法的な最高規範というよりも、条例の内容を最大限尊重するという意味での最高規範と位置付けているところも少なくありません。板橋区における自治基本条例の内容や条例の位置づけ等については、平成22年度以降に設置する区民ワークショップや条例の制定委員会等で時間をかけて十分に検討する必要があると考えています。
2	基本条例と個別条例	自治基本条例の制定に少々疑問を感じます。過去に制定された条例や基本構想で区民参加などの体制はもう十分に整っているはずです。もしまだ不備があるのなら個別の条例に改善すれば十分なはずです。	区民参加を進めるためには、条例等を個別に改善していけば十分ではないかという考え方もあります。今後、個別条例のあり方や自治基本条例との関係については、区民ワークショップや条例の制定委員会等で時間をかけて十分に検討する必要があると考えています。
3	区民の定義	条例制定は良い面がある一方、問題点もあると感じています。 「市民」の定義が曖昧です。外国人や子どもなども含むとなると、地域主権が叫ばれる昨今、「主権」に係わることまで地方の採択に委ねられる場合、非常に問題が生じると思われます。	本委員会は、自治基本条例等の必要性と方向性を検討してきましたので、具体的な「区民（市民、住民）の定義」については結論を出していません。 「区民の定義」は、自治体ごとに様々な定義がなされていますので、板橋区においても、区民ワークショップや条例の制定委員会等で時間をかけて十分に検討する必要があると考えています。 また、外国人の区政への参加についても、「区民の定義」と併せ、十分に検討する必要があります。
4		報告書では住民の定義がわかりにくいです。自治体に住んでいるということと、政治参画する資格があるということは別のことであり、「外国人」のように、その自治体に対する義務と責任を同等に負っていない人の政治参画が制限されるのは当然のことであると思います。条例には様々な問題点が指摘されており、制定には慎重になるべきだと思います。	
5	住民投票制度	条例制定は良い面がある一方、問題点もあると感じています。住民投票のような形で、住民の暮らしに直結する内容を決めた場合、議会との整合性はどうなるのでしょうか。	一般的に、住民投票の結果は、議会や長の意思決定を法的に拘束するものではないと言われています。板橋区における住民投票制度の必要性については、区民ワークショップや条例の制定委員会等で時間をかけて十分に検討する必要があると考えています。
6		区民の意思に基づく区政をつくり上げていくための自治基本条例の制定にあたっては、自治基本条例制定の是非を問う住民投票を実施する必要があると考えます。	

		意見の概要	委員会としての考え方
7	区民への説明	<p>条例制定は良い面がある一方、問題点もあると感じています。</p> <p>条例の良い点と同時に、もっとわかりやすく条例の問題点についても区民に説明する必要があります。</p>	<p>区民の方々に対する説明会を、4月から5月にかけて複数回開催します。その中で、自治基本条例に対する理解を深めてもらうために、自治基本条例とはどのようなものか、また、条例の良い点や問題点などについても、学識経験者の方にわかりやすく講義していただく予定です。説明会には、多くの区民の方々に参加していただきたいと考えています。</p> <p>また、説明会だけでなく、広報やホームページ等でもわかりやすく周知する必要があると考えています。</p>
8		<p>板橋区をより良いまちにしていくために条例は必要であると思いますが、説明文の言葉が少し難しい気がします。今後、区民へのPRや意見交換の場を設ける際には、誰にでもわかる言葉で、若者にも高齢者にも参加しやすい場をつくっていただきたいと思います。</p>	